

苦 情 解 決

●「苦情申請窓口」の設置について●

社会福祉法第 82 条の規定により、若松保育園では利用所からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

若松保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、苦情解決に努めておりますので、お知らせいたします。

苦情解決責任者	園 長 赤 嶺 裕 之
苦情担当者	主任保育士 仲宗根 春奈
第三者委員	城間 優次 沖縄市与儀 1-19-25 TEL 090-6778-7401 天願 順優 うるま市字上江洲 343 番地 TEL 098-923-4027

○苦情内容の公開○

令和 5 年度 1 件(苦情内容に関しては、公表しないようとの事で内容公表なしとする)
苦情内容につきましては、当事者との話し合いを持ち解決いたしました
第三者委員報告なし

令和 6 年度 1 件(苦情内容に関しては、匿名文書における苦情内容の回答文書を保護者向けへ公表し、対応を行った。その後事案に関わる追記の苦情はなし。
第三者委員報告なし

令和 7 年度 1 件(苦情内容に関しては、公表しないようとの事で内容公表なしとする)
苦情内容につきましては、当事者との話し合いを持ち解決いたしました
第三者委員報告なし